

地域福祉計画の法的な位置付け等

1 法的位置づけ

社会福祉法第 107 条の規定による市町村地域福祉計画

社会福祉法 抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 社会福祉法の改正（平成 30 年 4 月 1 日）

地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行された。

3 社会福祉法の改正における市町村計画策定の影響等

(1) 計画策定が努力義務化

(2) 計画に盛り込むべき事項の追加

ア 地域における高齢者、障がい者、児童、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

イ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(3) 策定した計画の定期的な調査、分析及び評価を行うとともに、必要に応じた見直しに努めること

4 改正社会福祉法における計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）

必要的記載事項	第 3 次吹田市地域福祉計画の取組
① <u>地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</u>	・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度向上に向けた取組 ・ 生活困窮者の自立支援
② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	・ 成年後見制度利用支援 ・ 災害時要援護者支援体制の充実
③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項	・ 地区福祉委員会活動等、地域福祉活動への支援
④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項	・ 地域福祉市民フォーラム、福祉に関する意識啓発の開催
⑤ <u>包括的な支援体制の整備に関する事項</u>	・ 地域包括支援センター 等

参考資料：地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成 29 年 12 月 12 日付通知）第一 社会福祉法改正の趣旨について、第三 市町村地域福祉計画の策定ガイドライン